

第7回吹田市バリアフリー推進協議会

マスタープラン・基本構想の一本化

バリアフリー化の取り組みについて

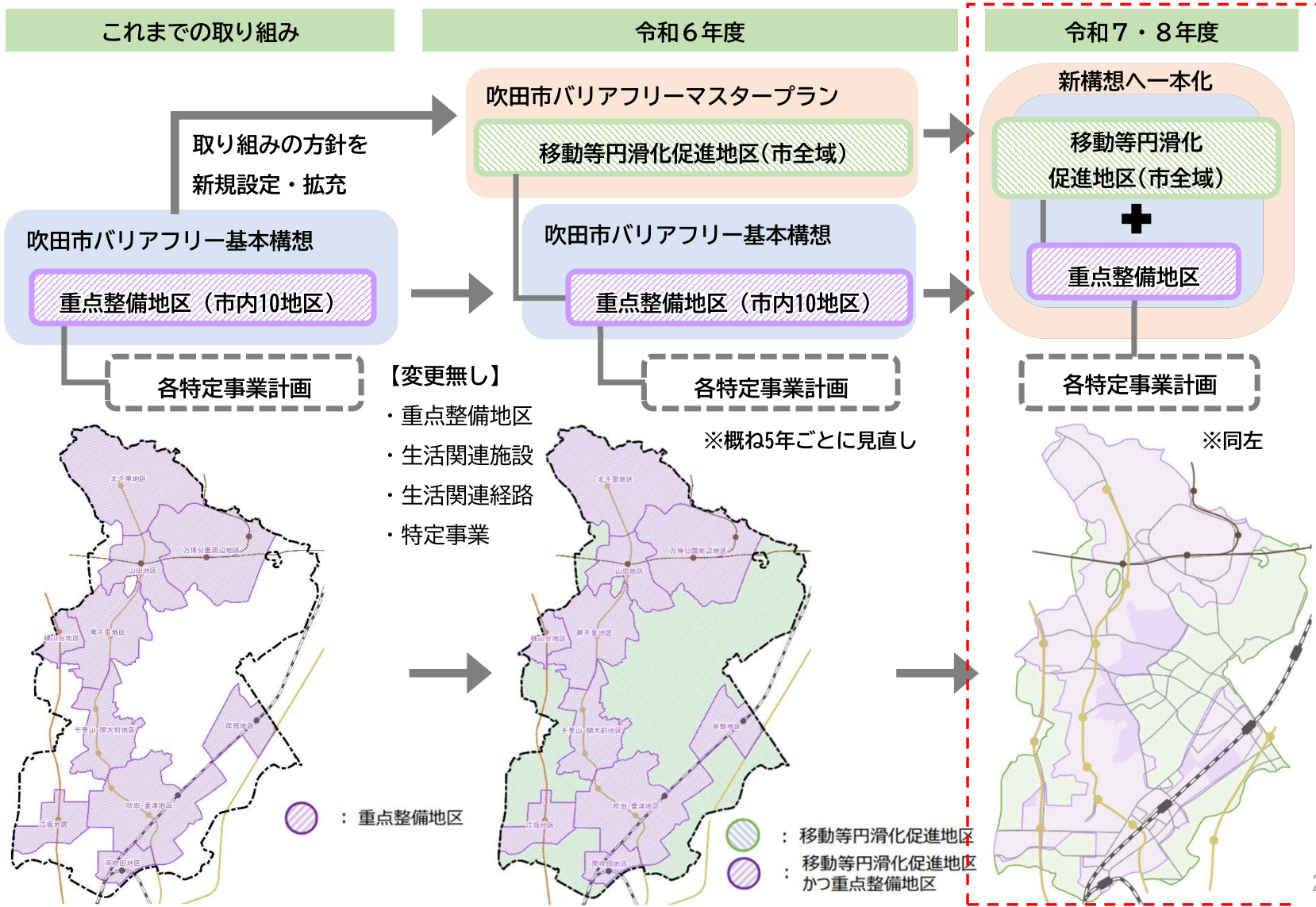
【現在検討中の内容】

- ✓ 基本構想の検討
 - ・ 取り組み地区拡大
 - ・ 対象施設・経路追加
 - ・ 実施事業の計画
- ✓ マスタープラン・基本構想の一本化

マスタープラン：
市町村が面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すもの

基本構想：
市町村が作成する具体的なバリアフリー化事業を位置づけた構想

※両方ともバリアフリー法に規定



バリアフリーマスタープラン・基本構想の一本化について

各々に明示すべき事項は、右表のとおり類似点が多いことから、基本構想の改訂に合わせて一本化します。

マスタープラン：

市町村が面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すもの

基本構想：

市町村が作成する具体的なバリアフリー化事業を位置づけたもの

※両方ともバリアフリー法に規定

明示すべき事項

移動等円滑化促進方針 (バリアフリーマスタープラン)	移動等円滑化基本構想 (バリアフリー基本構想)
1. 移動等円滑化促進地区における移動等円滑化に関する基本的な方針	I. 重点整備地区における移動等円滑化に関する基本的な方針
2. 移動等円滑化促進地区の位置及び区域 ●	II. 重点整備地区の位置及び区域 ●
3. 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化の促進に関する事項 ●	III. 生活関連施設及び生活関連経路並びにこれらにおける移動等円滑化に関する事項 ●
4. 移動等円滑化の促進に関する住民等関係者の理解の増進及び協力の確保に関する事項 ●	IV. 市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項 ●
5. 行為の届出等に関する事項 ●	V. 実施すべき特定事業その他の事業に関する事項 ●
6. 市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項	VI. ①事業と併せて実施する市街地開発事業に關し移動等円滑化のために考慮すべき事項 ②自転車等の駐車施設の整備等移動等円滑化に資する市街地の整備 ● ③その他重点整備地区における移動等円滑化のために必要な事項
7. その他、移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進のために必要な事項 ●	●
8. 移動等円滑化促進方針の評価に関する事項	VII. 基本構想の評価に関する事項

※2、3、4、5、7については必須記載事項

※II、III、V、VIについては必須記載事項

：類似の明示事項

※「移動等円滑化促進方針バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」p41・p91をもとに作成

バリアフリーマスタープラン・基本構想の一本化について

名称は未定ですが、本日の協議会では「（仮称）吹田市バリアフリー新構想」（以下：新構想）と呼称します。名称については、以下のものを例として示しますが、今後改めて検討・決定します。

（名称案）

- ・ 吹田市バリアフリー推進構想
- ・ 吹田市バリアフリー総合構想
- ・ 吹田市ユニバーサルデザイン推進構想
- ・ 吹田市ユニバーサルデザインまちづくり構想

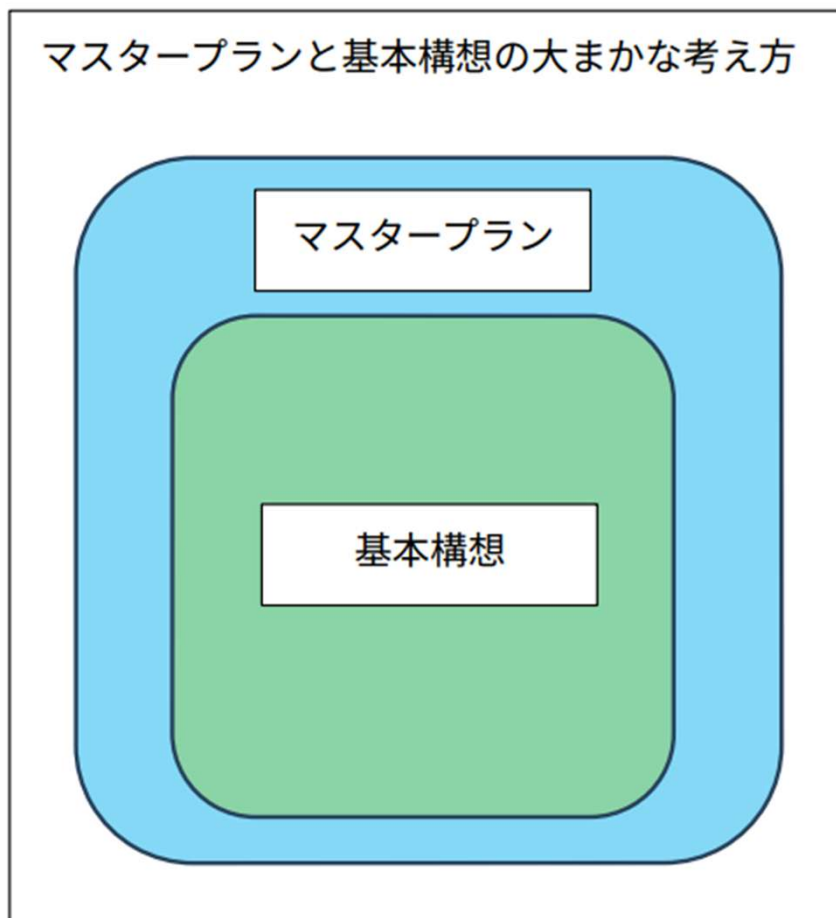
バリアフリーマスタープラン・基本構想の一本化について

新構想の全体構成としては、マスタープランをベースとして、基本構想の内容を追記します。

マスタープランの構成	新構想の構成	修正内容等
はじめに	はじめに	・ 経緯の追記
序章. 計画の概要	序章. 構想 の概要	・ 記載見直し
1. バリアフリーに関する状況と課題	1. バリアフリーに関する状況と課題	・ 統計データなどの更新
2. 移動等円滑化促進地区の設定	2. 移動等円滑化促進地区 及び重点整備地区 の設定	・ 重点整備地区について追記
3. バリアフリー化に関する方針	3. バリアフリー化に関する方針	
4. 生活関連施設及び生活関連経路等の設定	4. 生活関連施設及び生活関連経路等の設定	・ 施設、経路追加を反映
	5. 事業と進捗	・ 新たに追加
5. マスタープランの実現に向けた体制	6. 構想 の実現に向けた体制	
参考資料	参考資料	・ 資料の追加

バリアフリーマスタープラン・基本構想の一本化について

(仮称) 吹田市バリアフリー新構想



- ✓ マスタープラン（全体方針）の中に基本構想（重点整備地区における具体的な取り組み）を記載する
- ✓ 一本化することで、構想期間を同一とし、5年ごとに一斉の見直しを行う。